

広島県告示第八百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲山甲奴上市線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
三次市甲奴町太郎丸字タカノス山統一六〇番一 地先から 三次市甲奴町太郎丸字タカノス山統一六〇番一 地先まで			三・七〇 六・八〇	五三・〇〇	
			四・〇〇 一四・六〇	五三・〇〇	拡幅